

別冊（参考資料）

- ・ 議題 1-1 · · · p 1 ~ p 8
- ・ 議題 1-2 · · · p 9
- ・ 議題 1-3 · · · p 5 ~ p 8
- ・ 議題 2 · · · p 10 ~ p 13
- ・ 議題 3 · · · p 14 ~ p 19

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和4年3月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

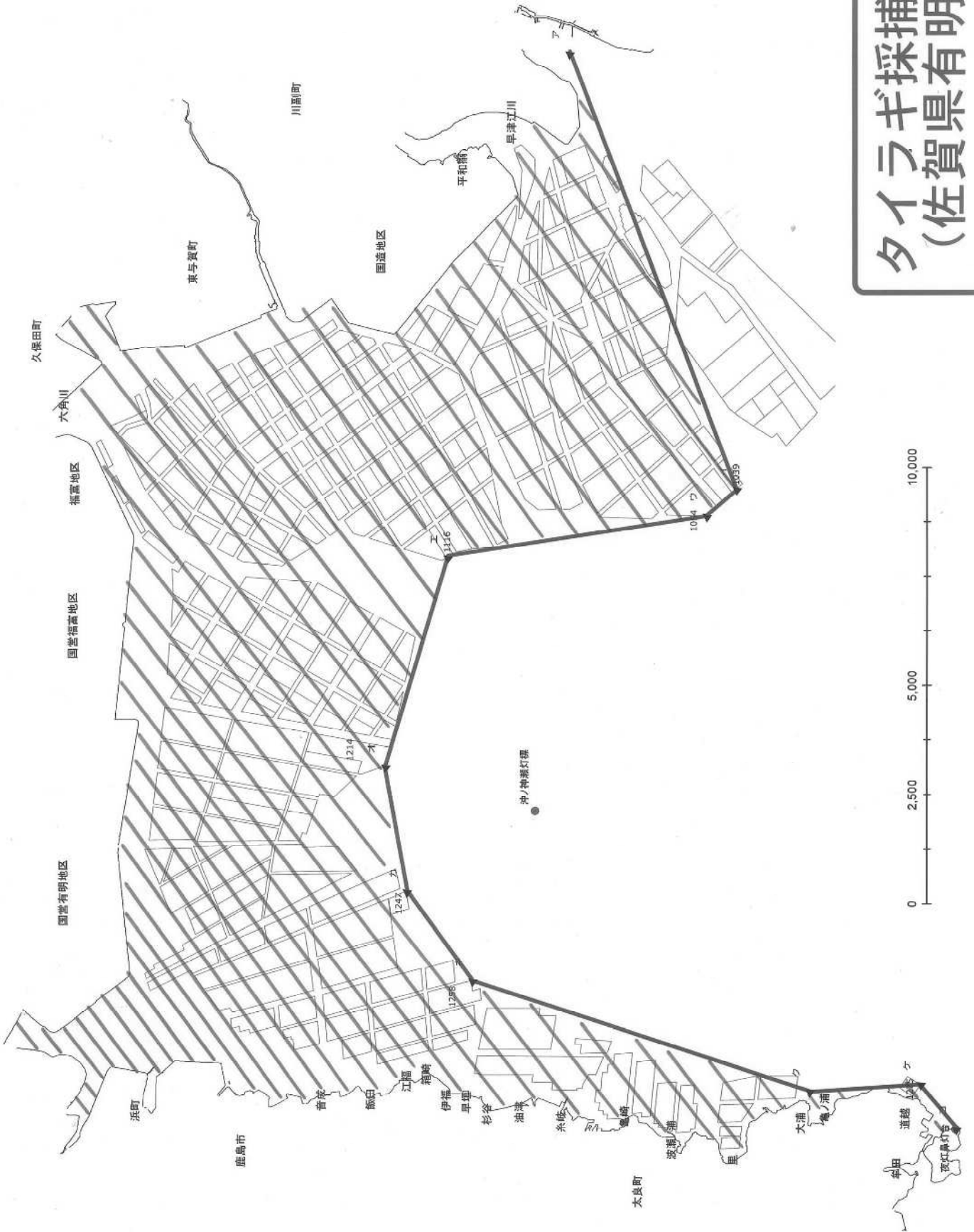
点ク 亀瀬灯標

点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
 - (1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
 - (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

令和3年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和3年9月15日から令和3年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年7月20日から令和3年8月20日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和3年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和3年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年7月20日から令和3年8月20日までににおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和2年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和3年8月21日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

えび2そう船びき網漁業許可状況一覧

支所名	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
諸富町										
早津江										
大詫間										
南川副										
広江										
東与賀町										
佐賀市										
久保田町										
芦刈										
福富町										
新有明										
白石										
鹿島市	2									
たら										
大浦	12	10	10	10	8	10	10	10	8	8
計	14	10	10	10	8	10	10	10	8	8
許可枠	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)	50(25統)
操業期間	H24.9.15 ～ H24.11.25	H25.9.15 ～ H25.11.25	H26.9.15 ～ H26.11.25	H27.9.15 ～ H27.11.25	H28.9.15 ～ H28.11.25	H29.9.15 ～ H29.11.25	H30.9.15 ～ H30.11.25	R元.9.15 ～ R元.11.25	R2.9.15 ～ R2.11.25	R3.9.15 ～ R3.11.25
	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30	農区は 9.20～11.30
備考										

令和3年度固定式刺網漁業（特認）許可方針

第1 制限措置

1 漁業種類

ぐち固定式刺網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

操業区域の（1）と（2）は合計12隻

操業区域の（3）-①は3隻、（3）-②は3隻、（3）-③は3隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

（1） 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア	第332号鋼管	イ	第335号鋼管	ウ	第337号鋼管
エ	第350号鋼管	オ	第392号鋼管	カ	第351号鋼管
キ	第395号鋼管	ク	第374号鋼管	ケ	第375号鋼管
コ	第431号鋼管	サ	第432号鋼管	シ	第429号鋼管
ス	第58号鋼管	セ	第422号鋼管	ソ	第444号鋼管
タ	第414号鋼管	チ	第404号鋼管	ツ	第403号鋼管
テ	第400号鋼管	ト	第379号鋼管	ナ	第397号鋼管
ニ	第367号鋼管	ヌ	第396号鋼管	ネ	第360号鋼管
ノ	第358号鋼管	ハ	第394号鋼管		

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

（2） 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

- ① 有区第1212号、有区第1213号、有区第1214号、有区第1216号
- ② 有区第1215号、有区第1217号、有区第1218号、有区第1219号、有区第1222号、有区第1224号、有区第1226号、有区第1228号、有区第1229号、有区第1230号、有区第1231号、有区第1232号、有区第1287号

（3） 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

- ① 有区第1194号、有区第1195号、有区第1198号、有区第1203号、有区第1204号、有区第1206号、有区第1207号、有区第1210号
- ② 有区第1272号、有区第1273号
- ③ 有区第1174号、有区第1185号、有区第1186号、有区第1187号、有区第1188号、有区第1189号、有区第1190号、有区第1191号、有区第1192号

6 漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧 白石町北明支所)、鹿島市支所に属する者
 - イ 操業区域(2) - ① 白石支所(旧 白石町北明支所)に属する者
 - ウ 操業区域(2) - ② 新有明支所に属する者
 - エ 操業区域(3) - ① 久保田町支所に属する者
 - オ 操業区域(3) - ② 大浦支所に属する者
 - カ 操業区域(3) - ③ 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を実践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和3年9月1日から令和4年4月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和3年7月1日から令和3年8月2日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が最高隻数に到達した日以降から令和4年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年7月1日から令和3年8月2日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和3年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和3年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和3年8月3日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

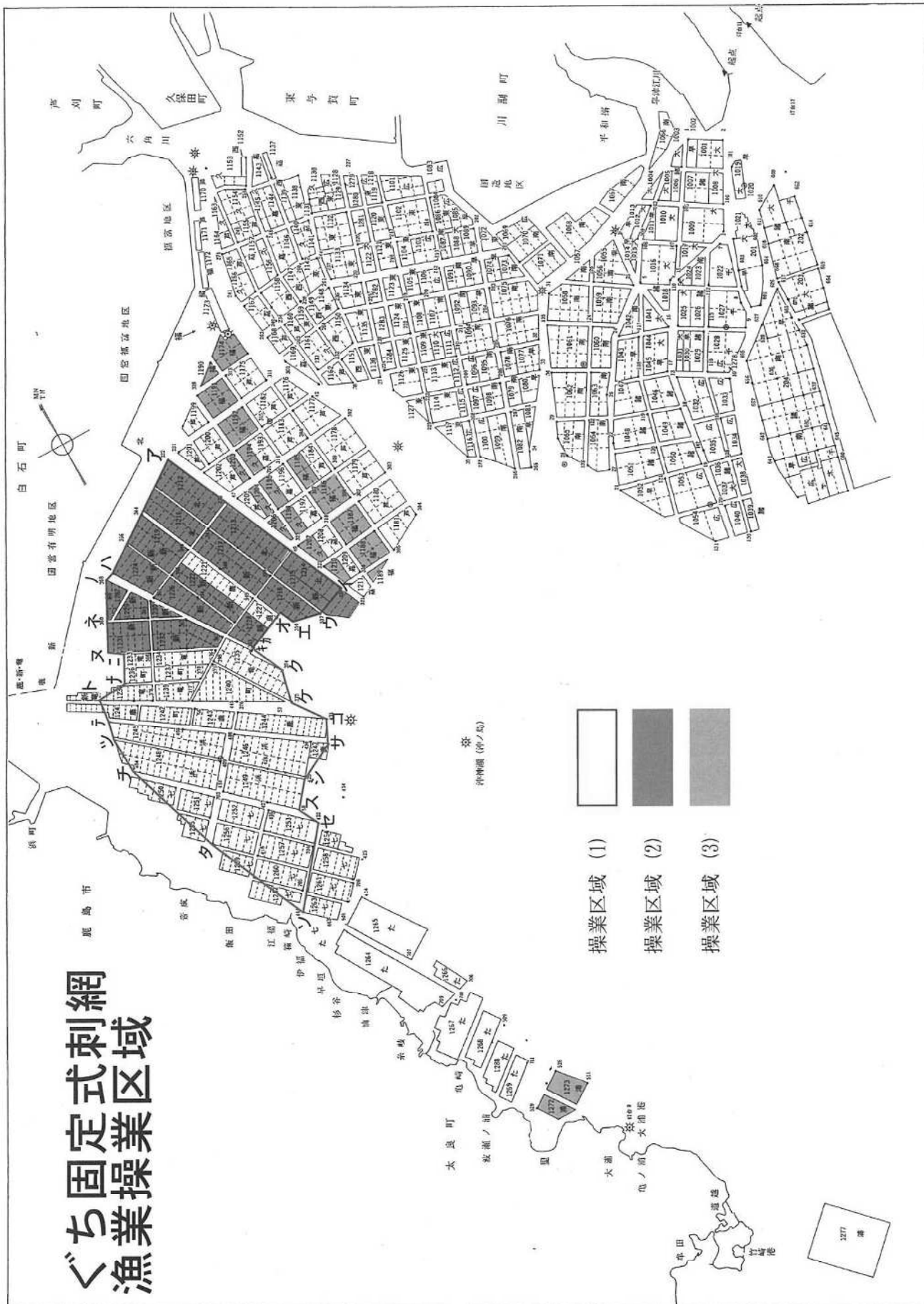
- 1 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートル以内に停めておかなければならない。
- 3 使用する網は、高さ2メートル以下、長さ200メートル以下でなければならない。
- 4 使用する漁具は、1統でなければならない。
- 5 網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

ぐち固定式刺網漁業の操業区域(1)の緯度経度

(秒表示)

鋼管番号	緯度	度	分	秒	経度	度	分	秒	鋼管番号	緯度	度	分	秒	経度	度	分	秒
332	33	33	8	21.287	130	130	11	53.071	332	33	33	8.355	11.885	130	130	8.355	11.885
335	33	33	6	4.860	130	130	13	0.483	335	33	33	6.081	13.008	130	130	6.081	13.008
337	33	33	5	55.616	130	130	12	37.140	337	33	33	5.927	12.619	130	130	5.927	12.619
350	33	33	6	0.760	130	130	12	14.189	350	33	33	6.013	12.236	130	130	6.013	12.236
392	33	33	6	9.435	130	130	12	4.764	392	33	33	6.157	12.079	130	130	6.157	12.079
351	33	33	5	58.776	130	130	11	35.954	351	33	33	5.980	11.599	130	130	5.980	11.599
395	33	33	5	58.292	130	130	11	32.001	395	33	33	5.972	11.533	130	130	5.972	11.533
374	33	33	5	36.911	130	130	11	46.129	374	33	33	5.615	11.769	130	130	5.615	11.769
375	33	33	5	13.632	130	130	11	40.575	375	33	33	5.227	11.676	130	130	5.227	11.676
431	33	33	4	51.390	130	130	11	58.836	431	33	33	4.857	11.981	130	130	4.857	11.981
432	33	33	4	36.083	130	130	11	49.218	432	33	33	4.601	11.820	130	130	4.601	11.820
429	33	33	4	22.788	130	130	11	16.503	429	33	33	4.380	11.275	130	130	4.380	11.275
58	33	33	4	6.863	130	130	11	0.628	58	33	33	4.114	11.010	130	130	4.114	11.010
422	33	33	3	53.307	130	130	11	9.523	422	33	33	3.888	11.159	130	130	3.888	11.159
444	33	33	3	6.701	130	130	10	21.997	444	33	33	3.112	10.367	130	130	3.112	10.367
414	33	33	4	17.273	130	130	9	45.279	414	33	33	4.288	9.755	130	130	4.288	9.755
404	33	33	5	26.544	130	130	9	20.595	404	33	33	5.442	9.343	130	130	5.442	9.343
403	33	33	5	52.486	130	130	9	20.439	403	33	33	5.875	9.341	130	130	5.875	9.341
400	33	33	6	6.250	130	130	9	23.351	400	33	33	6.104	9.389	130	130	6.104	9.389
379	33	33	6	20.401	130	130	9	27.658	379	33	33	6.340	9.461	130	130	6.340	9.461
397	33	33	6	22.674	130	130	9	51.252	397	33	33	6.378	9.854	130	130	6.378	9.854
367	33	33	6	40.529	130	130	10	2.136	367	33	33	6.675	10.036	130	130	6.675	10.036
396	33	33	6	47.361	130	130	9	50.892	396	33	33	6.789	9.848	130	130	6.789	9.848
360	33	33	7	5.044	130	130	10	2.676	360	33	33	7.084	10.045	130	130	7.084	10.045
358	33	33	7	28.565	130	130	10	21.591	358	33	33	7.476	10.360	130	130	7.476	10.360
394	33	33	7	31.931	130	130	10	27.103	394	33	33	7.532	10.452	130	130	7.532	10.452

ぐち固定業区域 漁業操業区域



ぐち固定式刺網漁業許可状況一覧

支所名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
久保田町	1									
福富町	1	1								
白石										
新有明					1	2	1	1	1	1
鹿島市	1	2	1	1	2	6	3	3	2	3
大浦										
計	3	3	2	1	3	8	4	4	3	4
許可枠	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
許可期間	H24.9.1 ～ H25.4.30	H25.9.1 ～ H26.4.30	H26.9.1 ～ H27.4.30	H27.9.1 ～ H28.4.30	H28.9.1 ～ H29.4.30	H29.9.1 ～ H30.4.30	H30.9.1 ～ H31.4.30	R元.9.1 ～ R2.4.30	R2.9.1 ～ R3.4.30	R3.9.1 ～ R4.4.30
備考										